

12月23日の本会議において、議第75号および議第92号に対する附帯決議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

議第75号 工事請負変更契約の締結につき 議決を求ることについてに対する附帯決議

本議案は、法令等の規定に基づき、本来であれば工事費の増額が地方自治法第96条第1項第5号および高島市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に定める議決要件に該当することが判明した時点から遅滞なく議会の議決を経るべき事案である。しかしながら、執行機関は所定の手続きを怠り、議決を得ないまま追加工事等を施工・完了させ、事後になって本議会に提案を行った。

このことは、地方自治法第96条および高島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に対して極めて不適切な事務処理である。同時に議会の監視機能を軽視する行為として断じて容認できるものではない。

よって、本議会は、工事関係者や市民生活への影響を回避するため、諸般の事情を熟慮の上で本案を可決するものである。今後このような事態が二度と繰り返されないよう、執行機関に対し下記事項の履行を強く求めるものである。

記

1. 法令遵守の徹底

今回の極めて不適切な事務処理に至った原因を徹底的に検証し、全庁的な法令遵守意識の向上と再発防止体制の確立を図ること。特に、契約変更が必要となった時点での速やかな議会への報告・協議および適切な法的手続きを徹底すること。

2. 責任の所在の明確化

本件に関する意思決定過程を明らかにし、市長・教育長をはじめとする関係職員の責任の所在を明確にするとともに、厳正な対処を行うこと。

3. チェック体制の強化

工事担当課任せにすることなく契約担当部署や財政担当部署が各自の職責を果たし、工事変更に伴う法的手続きを二重三重にチェックする体制を構築すること。

4. 議会への報告

上記に関する再発防止策等について、速やかに本市議会へ報告すること。

以上、決議する。

令和7年12月23日

高島市議会

議第92号「令和7年度高島市一般会計補正予算(第6号)」に対する附帯決議

本議案は、高島市新環境センターの造成工事に係る新ごみ処理施設整備事業の予算が含まれており、このことについては住民合意が大変重要である旨、先般的一般質問において市長の発言があった。

本来であれば、本予算案が上程される前に関係自治会に対し十分な説明がなされ、住民合意の見込みがある程度明白になっている状態での議案上程となるべきところ、本日の会議時点において、少なくとも一部自治会で当該工事及び関連事業に関する合意が得られていない。

のことから、本事業全体の実現可能性を鑑みた時に、本造成工事に係る事業についても当然住民合意は必須であると解することが相当であることから、実現可能性のある方法を改めて広く考えるとともに、それも含めた住民説明をし、合意に向けた取り組みを急務とすべきであると考えられる。

よって、予算執行にさしあたり、住民合意が得られる取り組みを具体的に考え、速やかに合意に向け説明を尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

令和7年12月23日

高島市議会

※附帯決議とは…議会の議決に当たって付け加えられる議会としての意見または要望など、議会の意思を表すもの。